

令和元年度の取組内容

令和元年6月5日

自主防災組織の活用・強化

自主防災組織の立ち上げ及び立ち上げ後の運営を支援するため、各区への直接的・間接的な補助を行う。

また、住民間で地域の防災について話し合う機会を創出するため、各区に対し地域防災マップの作成を呼びかけるとともに、職員が直接地域に出向き、マップ作成の指導や防災に関する助言等を行うことにより、地域防災力の一層の向上を図る。

自主防災組織の設立状況 89区／131区(平成30年度末時点)

地域防災マップの取組状況 40区／131区(平成30年度末時点)

地域防災活動に係る補助メニュー

市の事業

○自主防災会設立補助金

自主防災会設立のときの初期費用を補助
 対象年：自主防災会設立年度（1年限り）
 補助額：全額（区の世帯数に応じて上限17～20万円）
 補助対象：設立総会費用、資機材購入費用、訓練費用

○自主防災会運営費等補助金

自主防災会の運営の安定化のための費用を補助
 対象年：自主防災会設立年度の翌年から2年間
 補助額：全額（区の世帯数に応じて上限7～10万円）
 補助対象：資機材購入費用、訓練費用

敦賀市地域防災連絡協議会（市の外郭団体）の事業

○防災資機材倉庫設置助成金

区の防災資機材を収納する倉庫の設置に関する費用を補助
 対象年：倉庫設置の年度（各区、1回限り）
 補助額：設置費用の2/3（上限20万円）

○防災器具等整備助成金

区が購入する防災資機材の購入費等を補助
 助成額：購入費用の1/2（上限15万円※）
 補助対象：資機材（非常食等も対象）及び防災倉庫の購入、修繕費用
 （但し、防災倉庫の購入については防災資機材倉庫設置助成金を優先的に利用することとする。）
 ※申請総額が予算を超える場合、助成額が減額となる場合があります。

○防災訓練等奨励助成金

区が実施する防災訓練等の費用を補助
 （隣接する2区以上の地域防災会が合同で訓練を実施する場合も対象）
 助成額：全額（参加者数に応じて上限2～3万円）
 補助対象：防災訓練費用、防災研修会費用

○人材育成等研修助成金

区が実施する防災に関する研修視察に要する費用を補助
 助成額：経費の半額（上限3万円）
 補助対象：旅費、施設入場料、傷害保険料

地域防災マップ作成支援の流れ

①実施区全体への説明会を開催

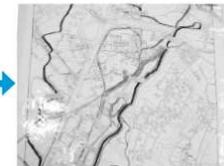


市担当職員からマップ作成の手順を説明し、全体の流れを把握します。

②各区ワークショップを開催



区の地図を使って、災害情報や危険箇所、自宅からの避難経路などを地図に記入します。



地図に避難経路や避難時の要注意箇所などを記入します。

③区内をまち歩き



作成したマップを持って、実際に区内を歩きます。新たな気づきなどを話し合い、共有します。

④マップ記載内容の確認

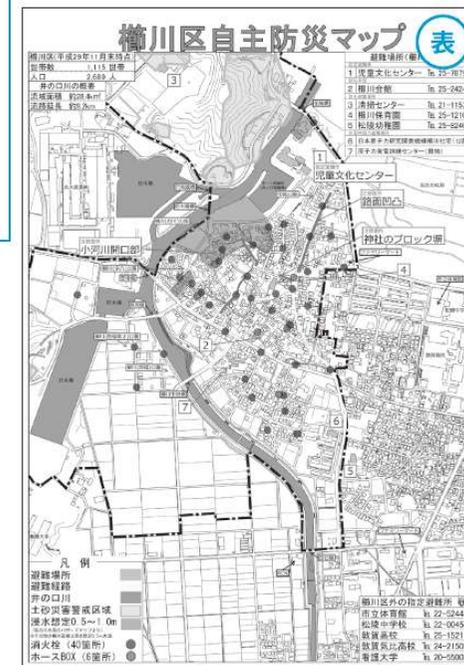


これまでの取り組みを踏まえて、内容を最終確認します。マップの活用方法についても話し合います。

⑤マップの完成!



完成したマップは区内に全戸配布します。



水防団員や消防団員の募集の強化

地域防災力の充実、強化のため、災害対応や予防広報に従事する機能別消防団員を募集する。

自主防災組織の活用・強化

自主防災組織および各地区の自主防災活動に要する経費の一部を補助する。

【補助対象経費】 自主防災組織設立にかかる経費、防災士資格取得、防災資機材・備蓄品の整備にかかる経費等

【補助率】 1/2

水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認

令和元年5月25日(土)に消防団員や消防職員、赤十字奉仕団、市職員等、関係団体が参加し、水防訓練を実施。

【訓練内容】救助救出訓練、水防工法訓練、給水訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練、避難所開設訓練、要配慮者移送訓練等

<機能別消防団員の募集>



機能別消防団員を募集!

小浜消防団では、地域防災力の充実・強化を図るため、機能別団員を募集します。
機能別団員とは、消防活動などすべての消防団活動に参加するのではなく、下記の団員として活動内容を限定した消防団員です。

【活動内容】

災害対応団員	① 災害時における消防活動 ② 消防団長が必要と認める活動
予防広報団員	① 予防広報などの活動 ② 災害時における後方支援活動 ③ 消防団長が必要と認める活動

【資格】 市内在住または市内に勤務している人で、心身ともに健やかな18歳以上の男女
※詳しくは問い合わせてください

■問い合わせ
若狭消防署 消防団担当 ☎ 53・5211

<自主防災組織の資機材整備に対する補助>



<水防訓練の実施>



自主防災組織の活用・強化

防災に関する知識、技能等を習得し、地区住民の防災意識の向上や自主防災活動の活性化を図ることを目的とした自主防災活動の中心的立場にある者の研修会を開催する

水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認

消防職員、市職員、市消防団、住民等による水防訓練を実施し、水防体制の強化・確認を行う



30年度実施写真



30年度実施写真

洪水を安全に流す対策

河川改修の推進

安全に洪水を流下させるために大野市赤根川、清滝川の河川改修の実施を望む。

浚渫、伐木

市内一級河川について、浚渫及び伐木、堆積土砂除去の定期的な取り組みを望む。

水防施設・河川パトロール

目的：出水期に向けた水防施設・水防資機材の状態確認と河川パトロール体制の確認

日時：R1.5.29（水）9：00～12：00

場所：三国地区、坂井・春江地区、丸岡地区（3班体制）

参加者：建設課、安全対策課、地域振興課、嶺北消防組合 計20名

内容：水防倉庫の建屋や資機材等の状態確認と水防施設の動作確認、水位計点検と観測場所の確認

土のう作成訓練

目的：若手職員の土のう作成技術習得、水防工法の習得、土のう備蓄

日時：R1.5.28（火）13：30～15：30

場所：坂井市三国町新保 地係

参加者：嶺北消防組合、坂井市職員、あわら市職員 計55名

内容：土のう作り（300個）、積み土のう水防訓練



水防施設・河川パトロール



土のう作成訓練

ハザードマップの作成・周知等 水防体制の強化

高浜町

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

平時からの住民等への周知に関する事項

・・・ 子生川、関屋川ハザードマップ作成・周知
避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う周知

(2) 的確な水防活動のための取組み

水防活動の効率化及び水防体制強化に関する事項

・・・ 令和元年度水防訓練の実施

(1) ハザードマップ作成・周知、避難勧告等のガイドライン改訂の周知

●令和元年度中に高浜地区、青郷地区の集落内を流れる「子生川」「関屋川」の浸水エリアのハザードマップを作成し、住民へ予め周知することにより適切な避難判断を行える環境を整備する。また、今般改訂された避難勧告等のガイドラインについても、全戸にチラシ等を配布するなどして周知徹底を図る。



避難勧告等に関するガイドラインの改訂
～警戒レベルの運用等について～

平成31年3月28日
内閣府(防災担当)

まとめ

- 住民は「自分の命は自らが守る」、行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援することへの転換を図る。
- 避難指示(緊急)や災害発生情報を持つことなく、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全世帯避難を要する。
- 市町村長は、警戒レベル相応情報を基本に、発令のタイミングや発令区域について、その他の情報も参考に総合的に判断して避難勧告等を発令する。
- 住民等は、警戒レベル相応情報を自らの避難判断の参考とするともに、市町村から警戒レベル4の避難勧告が発令された場合は、速やかに避難する。
- 次期出水期から、警戒レベルの導入を順次開始。
- 市町村の防災担当者に対して、警戒レベルの導入について周知をお願いしたい。

(2) 令和元年度水防訓練の実施 5月18日(土)

●令和元年5月18日(土)、今シーズンの出水期を前に、消防団、町職員をはじめ、自主防災会や日赤奉仕団等も含めた水防訓練を実施する。本訓練は、消防団や町職員の災害時における対応スキル向上は勿論のこと、管内の自主防災会や日赤奉仕団においても自立した防災機能を身に付け、地域に応じた避難行動、救助活動が行えるよう実施する。



- ①場所
 - ・笠原川河口
- ②参加団体
 - ・自主防災会 36団体(50人)
 - ・日赤奉仕団 20人
 - ・消防団、町職員等 100人



水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認

令和元年6月9日(日)に令和元年度おおい町総合防災訓練を実施します。

住民参加による避難訓練、消防職員による土のう作成研修、改良積み土のう工法などを実施し、水防体制の強化・確認を行います。



住民避難訓練



消防職員による土のう作成研修



改良積み土のう工法Ⅱ

洪水を安全に流す対策

浚渫、伐木

福井県にて、より安全に洪水を流下させるために佐分利川の土砂堆積箇所において浚渫及び河床整正が実施されました。引き続き、定期的な取り組みの実施が望ましい。



水防資機材の備蓄等の確認

出水期前に水防倉庫にある備品を消防職員と共に確認

水防団員や消防団員の募集の強化

ポスター等で女性消防団員の募集

自主防災組織の活用・強化

自主防災組織への防災資機材購入補助

水防訓練による連絡体制の確認

消防団員、消防職員、町職員、建設業会とともに訓練を行う。
積み土のうや住宅浸水防止工法などの水防工法とともに、
タイムラインを利用した情報伝達訓練や河川の確認を実施

訓練実施: 令和元年6月8日



平成30年度 三田区自主防災 購入備品



アルミ車輪 2台



ブルーシート 5個



IVブラック土のう 200枚/1



2連脚伸縮梯子



防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充

『2019年度もっとクロス！ 赤十字フェスティバル』 ブース出展(パネル展示・気象実験)

『お天気フェア』(エンゼルランドふくい、7/27予定) なぜ雨は降ってくるのだろうか？～福井豪雨から15年～

『学校防災アドバイザー』 福井県から委嘱を受け、防災士会と分担し、小中高校における防災講話、避難訓練への協力、防災マニュアルへの助言等を実施

その他、出前講座等多数実施予定

防災に関するその他の取組

福井県市町災害時対応強化研修(福井県危機対策・防災課主催)における『気象防災講習会』



福井赤十字病院
令和元年5月11日



福井地方気象台
令和元年5月14日(嶺北対象)・5月15日(嶺南対象)

1.指定河川洪水予報等への警戒レベルの導入と目的・概要 トピックス 福井地方気象台

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
 - 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難とし、避難のタイミングを明確化
 - 命を守る行動のために極めて有効な災害が実際に発生しているとの情報を、【警戒レベル5】災害発生として位置付ける。
- 様々な防災気象情報と警戒レベルとの関係を明確化し、住民の自発的な避難判断等を支援

[避難のタイミングを明確化]

警戒レベル3:高齢者等避難

警戒レベル4:全員避難

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性 <small>※平成31年出水期から「早期注意情報」と名称変更</small>

防災気象情報

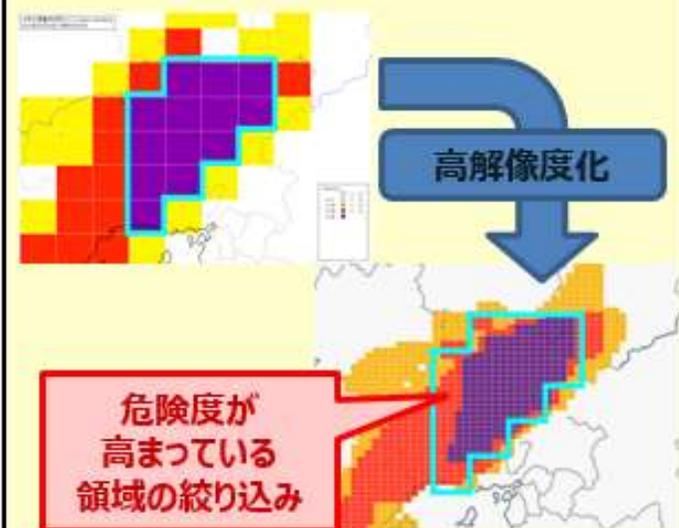
指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
警報
危険度分布

等

令和元年6月25日 運用開始

警戒判定メッシュ情報の高解像度化による危険度が高まっている領域の絞り込み

土砂災害警戒判定メッシュ情報を5km格子から1km格子に高解像度化することにより、危険度が高まっている領域をより絞り込むことができます。



高解像度化の内容

(現状)

土壌雨量指数(5km格子) → 土砂災害警戒判定メッシュ情報(5km格子)
解析雨量(1km格子)
基準値(1km格子)

気象庁HP等

(高解像度化後)

土壌雨量指数(1km格子) → 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)
解析雨量(1km格子) → (1km格子)
基準値(1km格子)

気象庁HP等

河道掘削・堤防整備

洪水を河川内で安全に流すため、引き続き河道掘削や堤防整備を実施します。

危機管理型ハード対策

越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を実施します。

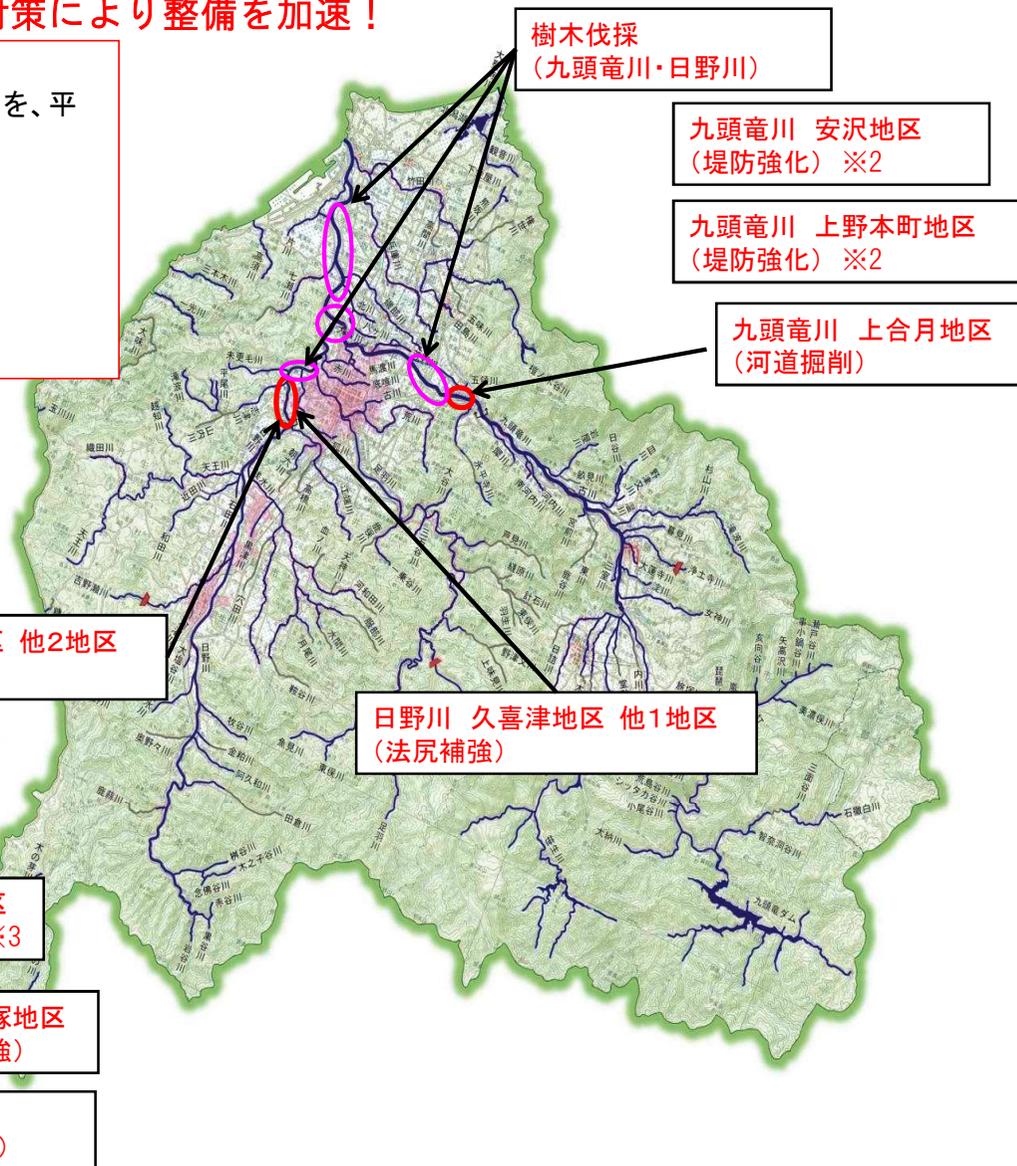
H30年度より防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策により整備を加速！

平成30年度に実施した「重要インフラの緊急点検」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月閣議決定)を、平成30年度から令和2年度までの3か年で実施。

- ・河道掘削、維持掘削
- ・法尻補強、堤防強化
- ・樹木伐採
- ・簡易型河川監視カメラ設置(次頁参照)
- ・河川監視カメラ更新(次頁参照)
- ・水文観測所の耐水化(次頁参照)

予防的治水事業の重点化

- ・日野川水防災・湿地創出事業 ※1
- ・九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業 ※2
- ・北川下流域浸水対策事業 ※3



避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、簡易型河川監視カメラ設置と情報共有
簡易型河川監視カメラを新たに設置し、カメラ画像を住民に提供することで、避難行動に繋がります。

H30年度より防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策により整備を加速！

平成30年度に実施した「重要インフラの緊急点検」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月閣議決定)を、平成30年度から令和2年度までの3か年で実施。

- ・河道掘削(前頁参照)
- ・法尻補強、堤防強化(前頁参照)
- ・樹木伐採(前頁参照)
- ・簡易型河川監視カメラ設置
- ・河川監視カメラ更新(高感度化)
- ・水文観測所 耐水化



※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況によって変わる場合がある。

●ダム下流河川における浸水想定区域図の作成

●放流警報設備の改良

近畿地方整備局
九頭竜川ダム統合管理事務所

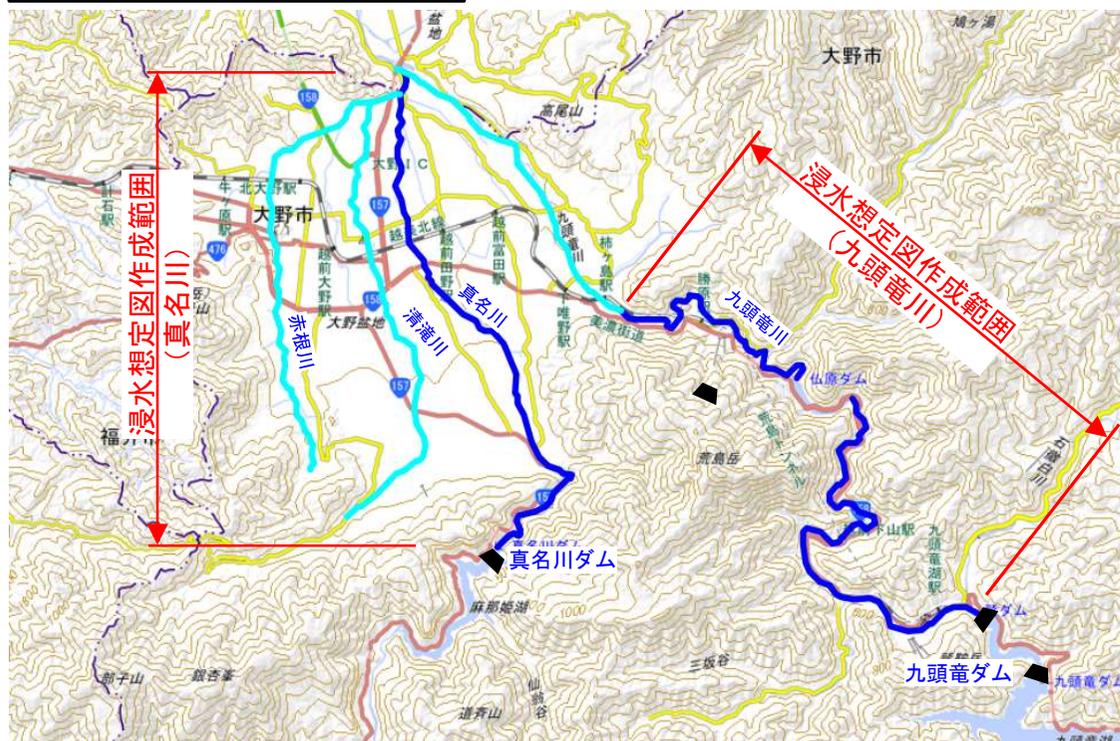
①平常時からの情報提供 ダム下流河川における浸水想定区域図の作成

平成30年7月豪雨において、ダム下流河川における浸水想定区域図が作成されていないため、リスク情報が住民等に十分に周知されていなかったことが課題として挙げられています。ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、九頭竜ダム・真名川ダムの下流河川を対象として想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成に着手します。

②発災時の住民への情報提供 放流警報設備の改良

特に、異常洪水時防災操作移行時に住民等への確に警報を伝えるため、避難勧告等を発令する市町村とも連携しつつ、放流警報設備の改良に着手します。具体的には、九頭竜ダム及び真名川ダム管内の放流警報施設に対して、局舎浸水対策（耐水扉への交換等）と堤内向け放送用スピーカの増設設計を実施します。

浸水想定区域図作成範囲



放流警報設備の改良イメージ



ハザードマップの作成・周知等 避難行動、水防活動に資する施設等の整備

福井県

①洪水予報、水位周知河川以外の河川の水害リスク図の作成

全国的な水害発生状況などを考慮して、市町から要望のある、水防法で定める河川以外の河川について、水害の危険性を示す「水害リスク図」を作成します。

②早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、水位計・量水標・河川監視カメラ設置の検討と情報共有

カメラ画像を住民に提供することで、避難行動に繋がる簡易型河川監視カメラを新たに設置します。

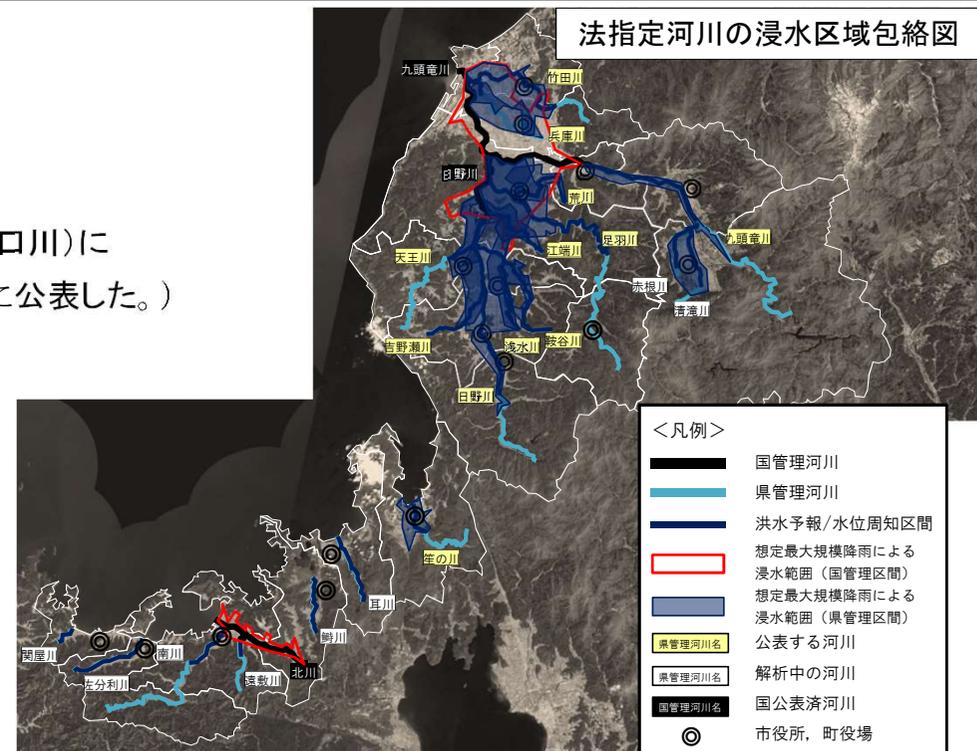
①水害リスク図の作成

【対象河川】

- ・ 県が管理する191河川全てで作成する。
ただし、既に浸想図を作成した区間を除く。
(法指定河川以外の河川の内、4河川(磯部川、八ヶ川、南河内川、井の口川)については、事業の実施に合わせて作成済みであり、今回、法指定河川と共に公表した。)

【解析手法】

- ・ 解析は、他県の状況や国の「手引き」等を参考に簡易的な手法を用いて作成する。
- ・ 浸想図とは異なる条件下で作成することから「水害リスク図」と呼ぶ。



②簡易型 河川監視カメラの設置



簡易型河川監視カメラ



カメラ画像(12時)



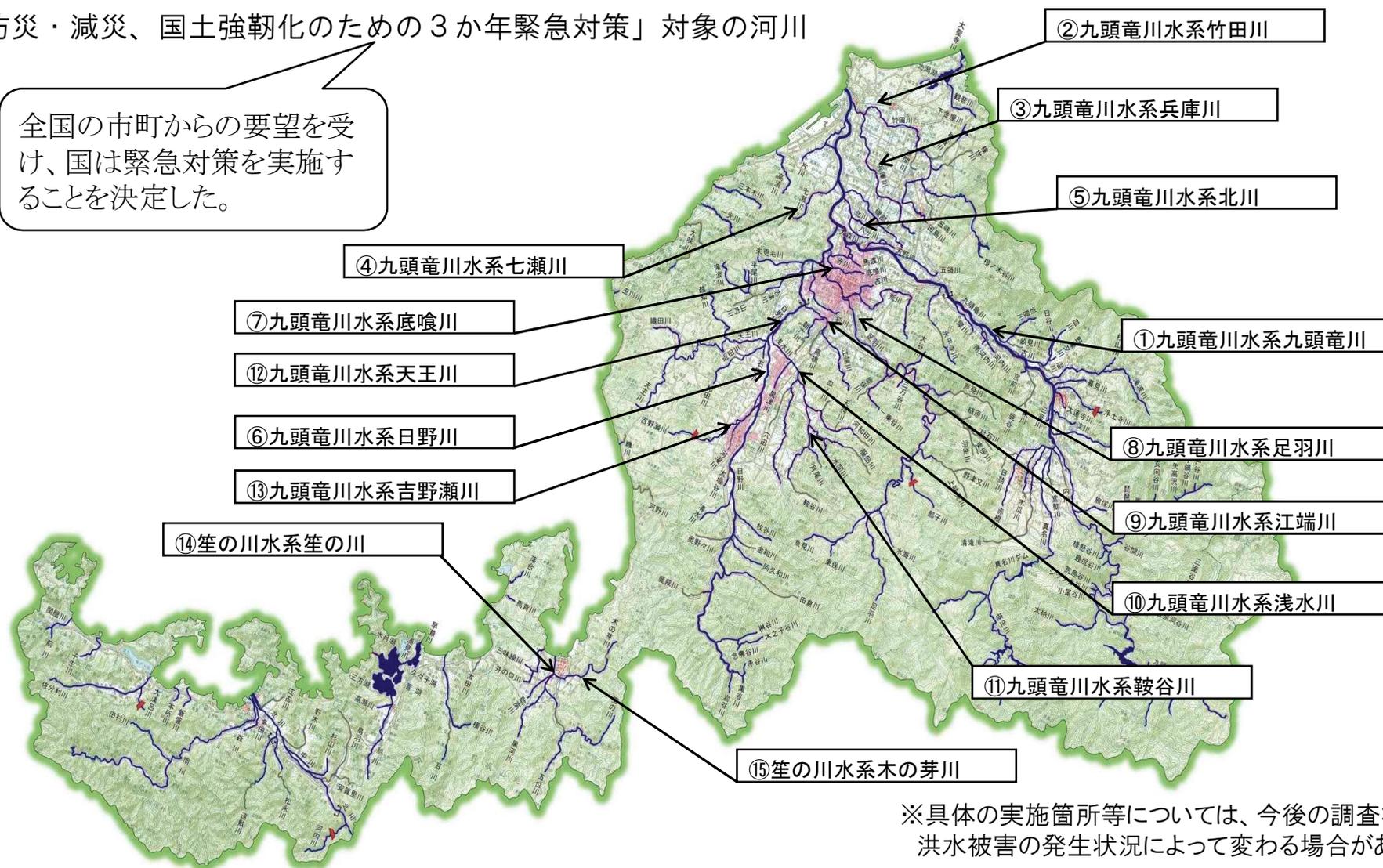
カメラ画像(0時)

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の交付金も活用した、対象となる15河川の樹木伐採・堆積土砂除去、堤防強化、河川改修の促進

- ・ 交付金事業対象外の河川についても、現地状況を確認し、県単独事業を活用して促進します。
- ・ しかし、まだまだ不足するため、緊急対策について3か年に限らず継続する他、対象を拡大するよう国への要望が必要です。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」対象の河川

全国の市町からの要望を受け、国は緊急対策を実施することを決定した。



※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況によって変わる場合がある。

市町を超えた広域避難計画の検討

「ふくい嶺北連携中枢都市圏事業」における地域防災力の向上

小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施

リーダー研修会の開催を通して地域防災の中心的な担い手を育成

地域包括支援センター・ケアマネジャー等と連携した避難行動の取組状況共有

「福井市避難支援プラン」の推進を通して高齢者の避難行動を支援

(c5) 防災担当職員の人材育成事業

- ・地域防災力向上事業
- ・市民防災交流事業

(d1) 自主防災組織のリーダーを対象に研修会を開催し、地域住民による効果的で実践的な自主防災活動を推進することで、地域の防災力を高める。



昨年度実施のリーダー研修会

(d2) 地域包括支援センターや民生委員などの避難支援等関係者を対象に、出前講座や研修会等の機会を通して避難支援プランの推進を促すことで、高齢者の避難行動を支援する体制を構築する。



民生委員への説明会

地域の助け合いが大切です！
災害時における避難行動要支援者の
避難支援について

災害対策基本法の一部改正に伴い、「福井市災害時要支援者避難支援制度」から「福井市避難支援プラン」に変更となりました。
高齢者が難がいをお持ちの方など、災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に貢献したいという方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平時からの災害や避難時の支援体制づくりが促進されます。

仕組み

災害時要支援者
避難行動要支援者
市役所
地域
避難支援者
避難支援者名簿の提供

平時からの声掛け
災害時の避難支援

避難支援者
隣近所の方 など

避難支援者名簿
自治会、自治公民会
民生委員児童委員、福祉委員
社会福祉協議会など

支援の対象者(避難行動要支援者) ※次の方が対象の対象です。

- 身体障害者手帳1・2級(総合等級)をお持ちの方
- 療育手帳Aをお持ちの方
- 難聴認定3〜5を認めている方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- 福井市ひとり暮らし高齢者登録資格認定者の方
- その他、自力で避難をすることが困難な方

家業からの伝達を受けることのできる方や認知症、高齢ごとの転入、入居の方等は含まれません。

避難支援プランチラシ

防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充 排水活動の強化

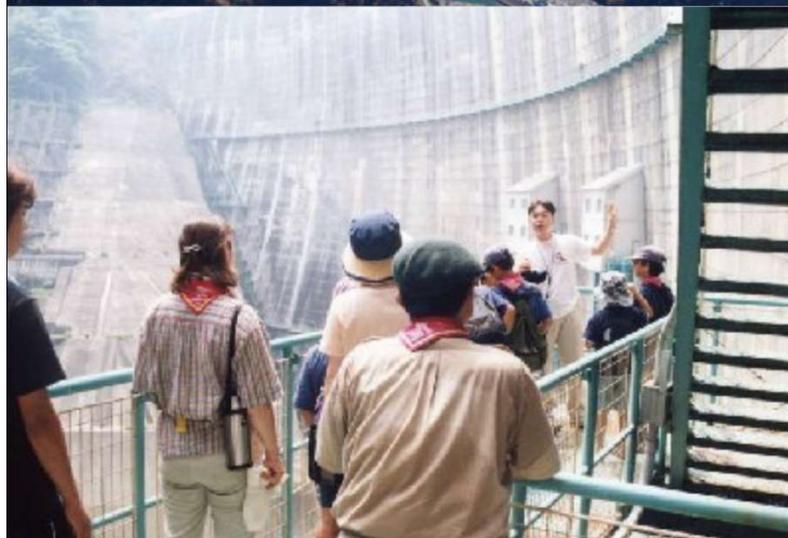
勝山市

小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項として防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充として、自主防災組織や地域住民を対象に九頭竜ダム見学会を開催。ダムによる防災操作の仕組み等を学習し、円滑な避難体制を構築。

排水ポンプ車等を用いた排水訓練の実施

一刻も早い復旧のための取り組みとして、令和元年6月30日(日)実施予定の勝山市水防訓練において排水ポンプ車等を用いた排水訓練を実施。

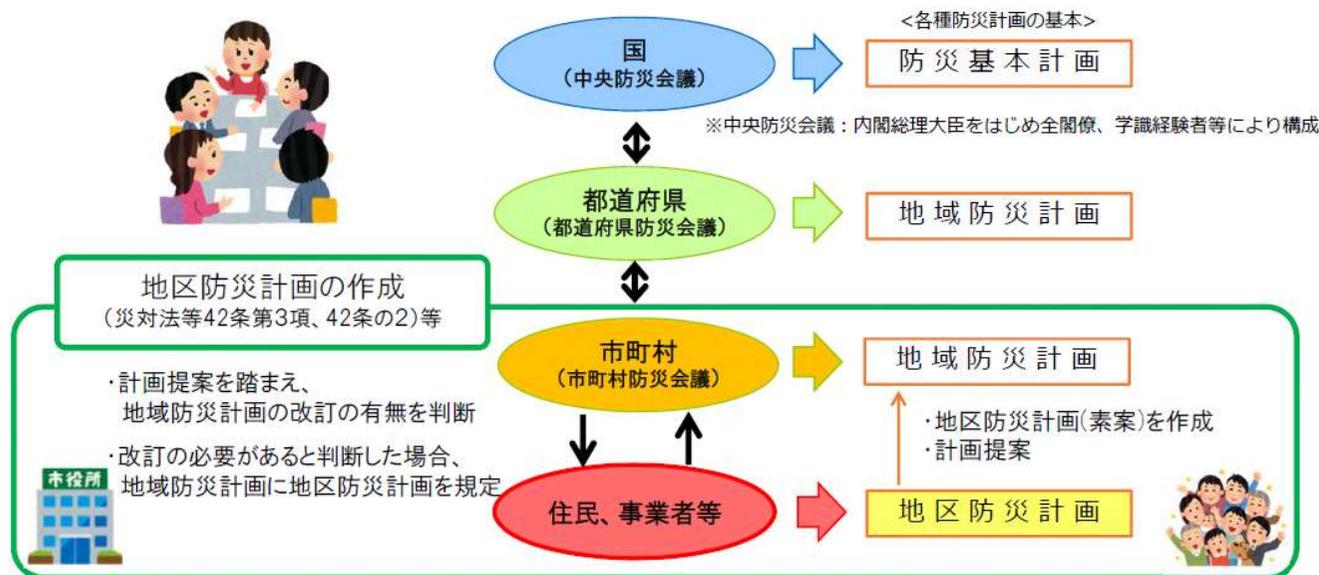


自主防災組織の活用・強化

地区住民の防災意識を高めて、さらに各町内の自主防災組織では対応しきれなかった部分を地区防災協議会が協力して災害対応力の強化を図る。鯖江市においては10地区中7地区の防災協議会が結成されており、地区防災計画の作成を目標とする。

2 地域住民が作成する防災計画を応援します

- ⇒ 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」がスタートしました。
- ⇒ これによって、地区居住者等が、地区防災計画(素案)を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとなりました。



水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認

1 水防団(消防団)による水防訓練

目的:地域水防団(消防団)活動能力の維持・強化

日時:H31.4.21 07:00~

場所:本荘小学校周辺

参加者:あわら市消防団第9分団ほか

内容:緊急参集訓練、各種水防工法訓練

2 土嚢作成訓練(若手職員研修)

目的:若手職員の土嚢作成技術習得、水防工法の習得、土嚢備蓄

日時:R1.5.28 13:30~

場所:坂井市三国町新保地係

参加者:嶺北消防組合、あわら市職員、坂井市職員 計60名



土のう作成訓練

自主防災組織りの活用・強化

取組コメント 越前市防火・防災委員会では、地域の防災力の維持向上を目指し、町内の自主防災組織の指導的立場にある方を対象に研修会を開催。今年は5月29日、30日、31日に消防ホール、今立総合支所にて、日本赤十字社福井県支部の方を講師に迎え、災害救護活動の体験談を交えながら、災害の心得及び備えについての講演会を実施。

水防訓練の実施による災害対応力向上

梅雨時期の大雨等における水災害での被害を最小限に食い止めるために、日野川河川敷にて、水防管理団体である越前市をはじめ、関係機関及び協力団体と連携を密接にし、消防団員の水防技術の習得と知識、技能の向上を図ることを目的に行っている。今年度は6月30日に開催予定。



自主防災組織の活用・強化

『永平寺町防災士の会』

永平寺町では、県の地域防災リーダー養成研修を活用し、平成30年度には防災士資格取得者が約400名に達しており、町民50人に1人が防災士で住民の防災意識は非常に高い状況です。また、昨年11月には、自身の防災知識の向上と全町民の防災意識を高めることを目的に、防災士資格者により、ボランティア団体の『永平寺町防災士の会』が設立されました。

今年度の主な活動としては、避難行動援護者の避難講習会や避難所運営に向けた勉強会、救急講習会などの事業計画と各地区の防災訓練指導を予定しています。

平成30年11月25日設立



平成31年4月13日 総会



自主防災組織の強化

平成29年度より、集落単位で区長がリーダーとなり「ご近所避難マップ」を作成中。
令和元年の防災訓練に組み込み、実際機能するか検証を行う。



■ご近所避難マップとは

各世帯において、避難に必要となる情報を記入した地図。

“最優先駆けつけ”世帯…… 赤色

災害時、近隣の方の助けが常に必要な世帯

“避難状況確認”世帯…… 黄色

支援が必要な方がいるが、家族の支援で避難できる世帯

“支援必要者がいない”世帯…… 青色

支援が必要な方がいない世帯

全員で漏れが無く避難ができるよう、3世帯を目安に一緒に避難するグループを作っています。地図で緑色に囲まれたものが、1つのグループとなり、青色に塗った世帯(要支援者無し)と黄色と赤(何らかの支援が必要な世帯)を組んだグループとしています。

原則、全世帯がいずれかのグループに属して、漏れが無いようにしており、また、平日の日中も機能するようなグループ分けをお願いしています。

自主防災組織の活用・強化

南越前町に結成されている自主防災組織において、水防体制の強化を図り、町としても支援していく。

自主防災組織で安全安心な集落づくり補助金

(1) 防災マップ作成事業

補助対象経費の9/10、事業費30,000円以内
補助対象...筆記用具等消耗品



(2) 防災資機材整備事業

補助対象経費の2/3、事業費600,000円以内
補助対象...毛布、ハンドマイク、スコップ、一輪車、発電機等



自主防災組織の活用・強化

自主防災組織の設立における相談(規約や組織構成に関することなど)や活動に必要な資機材の導入に対する補助を行う。

補助率は10分の9(上限45万円)とし、自主防災組織の母体である区(自治会)の負担を極力減らすことにより、組織を立ち上げて終わりではなく、実際に活動できる体制の構築までを支援する。⇒令和元年度 4団体の助成を予定

水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認

消防団員(水防団員)や消防職員、町職員に加え、町内に在住する防災士が参加し、土のう作成訓練と土のうによる水防工法(積み土のう、釜段、月の輪)の技術習得訓練を実施。⇒訓練実施日 令和元年5月19日(日)

自主防災組織が水防活動時に必要となる
備品を整備した例



出水期に備え、水防訓練を実施



自主防災組織の活用・強化

- (1) 自主防災組織の設立に必要な経費(消耗品費、会議費等)の補助を行う。補助率は10分の10(上限3万円)
- (2) 自主防災組織の育成及び円滑な運営を促進するため補助を行う。補助率は10分の10(上限5万円)
- (3) 自主防災組織が防災用資機材を購入する費用の補助を行う。補助率は2分の1(上限20万円)

自主防災組織が災害活動時に必要となる備品を整備した例



発電機



スコップ



一輪車